

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：九戸村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	90.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.1	%
全職員	68.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の給・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	93.8	%
本庁課長補佐相当職	119.1	%
本庁係長相当職	79.8	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	—	%
26～30年	—	%
21～25年	94.5	%
16～20年	40.4	%
11～15年	104.0	%
6～10年	77.6	%
1～5年	88.4	%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当や住居手当について、世帯主となっている男性職員への支給割合が高く、受給者に占める男性の割合は、扶養手当77.4%、住居手当83.3%となっている。

・勤続26年以上の女性職員がいないため、給与水準の高い課長相当職の男性の割合が高くなっている。

・育児休業等で給与が減額された職員のうち女性の割合が多かったため、女性職員の給与水準が低くなっている。

・本庁部局長・次長相当職は該当職がいないため記載していない。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・専門的な職種での採用が男性職員の方が多いため、男性の支給額が高くなっている。

【全ての職員】

・相対的に月額給与が低い職員が女性に偏っているため、全体の男女の給与の差が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。